

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	
歳出予算科目	一般会計	11 款	1 項	1 目	政策番号	99 施策番号 99
事業名称	職員人件費			2月補正予算		

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	4,843,067	0	0	0	0	4,843,067
補正前	4,770,783	0	0	0	0	4,770,783
増▲減	72,284	0	0	0	0	72,284

事業概要 (アクティビティ)	建築局職員人件費 ・常勤一般職員 514人 ・暫定再任用職員 短時間勤務職員 4人							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的								
背景・課題								
根拠法令・方針決裁等								
根拠・データ等								
事業スケジュール								
事業開始年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	職員人件費	4,843,067	4,770,783	72,284
	細事業合計	4,843,067	4,770,783	72,284	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長
------------------------------------	----	----

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	建築防災課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	12					
歳出予算科目	一般会計	11	款	1	項	1	目	政策番号	34	施策番号	4
事業名称	急傾斜地崩壊対策事業						2月補正予算				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	382,321	0	0	0	381,000	1,321
補正前	375,321	0	0	0	374,000	1,321
増▲減	7,000	0	0	0	7,000	0

事業概要 (アクティビティ)	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき神奈川県が行う「急傾斜地崩壊危険区域」の指定に協力するとともに、神奈川県が施工する「崩壊対策工事」に関して工事費の一部を本市が負担することにより、崖地の改善を促進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた本市の取組(合同調査・説明会・県への副申)	単位	目標	59	59	62	62	62	62
	件	実績	59	62				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
急傾斜地崩壊対策事業件数	単位	目標	79	90	84	80	80	80
	件	実績	77	117				
事業目的	昭和42年の西日本集中豪雨により発生した甚大な被害を鑑み、崖崩れの被害から国民の生命を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事を実施します。							
背景・課題	円滑に事業を推進するため、区域指定への協力や、対策工事費の一部を負担するなどして、県市が連携する必要があります。また、要望が多いことから、要望から崩壊対策工事着手まで長い期間を要しています。 (参考) ・区域の指定基準 …傾斜角度30度以上、高さ5メートル以上、崩壊による被害想定家屋5戸以上 ・事業費の負担割合…国庫補助事業：国40%、県40%、市20%、県単独事業：県80%、市20%							
根拠法令・方針決裁等	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・急傾斜地崩壊対策工事の施工に伴う費用負担等に関する協定書							
根拠・データ等	・指定区域数：734区域(令和6年4月1日時点) ・現在、約120箇所の地域要望を神奈川県へ提出しており、区域指定待ちです。 ・事業指標の「急傾斜地崩壊対策事業件数」には、新規崩壊対策工事件数のほか、既存施設の維持管理実施件数や測量等の調査件数も含まれます。							
事業スケジュール	・昭和44年度：急傾斜地崩壊対策事業開始～現在に至る							
事業開始年度	昭和44年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	急傾斜地崩壊対策事業		382,321	375,321	7,000
細事業合計			382,321	375,321	7,000	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 伊藤 伸	係長 森田 彰
------------------------------------	------------	------------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	建築防災課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	9
歳出予算科目	一般会計	11 款	1 項	1 目	政策番号	33 施策番号 4
事業名称	特定建築物耐震事業			2月補正予算		

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	65,759	25,991	900	0	0	38,868
補正前	241,129	120,756	25,536	0	0	94,837
増▲減	▲175,370	▲94,765	▲24,636	0	0	▲55,969

事業概要 (アクティビティ)	過去の大震災では、建物倒壊による死者の発生や道路の通行障害が発生した。それらの被害を軽減するため、多数の者が利用する建築物や災害時の重要道路沿いの建築物に対し、耐震診断・耐震改修設計・改修工事・除却による耐震化の取組を支援し、地震に強いまちづくりを推進する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
耐震改修工事、除却の補助金交付件数 ※年度または各年度に計上	単位	目標	6、10	7、10	6、5	6、5	6、5	6、5
	件	実績	2、3	4、2				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
通行障害解消率	単位	目標	90.2	90.8	91.4	92	92	92
	%	実績	89.4	89.7				
事業目的	耐震化に要する費用に補助金を交付し、建物所有者の耐震化への取組をしっかりと後押しすることで、着実に耐震化を進める。							
背景・課題	大規模地震発生に伴う建物倒壊による人命への被害や道路閉塞による災害時活動への影響を考慮し、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震建築物及び災害時の重要道路沿いの一定高さ以上の旧耐震建築物の耐震化が必要である。 耐震診断が義務付けられた大規模建築物及び沿道建築物の耐震診断は概ね完了しており、今後は耐震化に向けて設計・改修・除却の実施を促す支援に重点をおいて推進する必要がある。							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震改修の促進に関する法律、施行令、施行規則</li> <li>横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則</li> <li>横浜市耐震改修促進計画</li> <li>横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱</li> <li>横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領</li> <li>社会資本整備総合交付金交付要綱</li> <li>神奈川県耐震改修促進計画</li> <li>神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱</li> <li>神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱</li> <li>住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱</li> <li>住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱</li> </ul>							
根拠・データ等	建築確認申請データ、定期報告データ							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度（第1期横浜市耐震改修促進計画策定。特定建築物の耐震化率の目標：平成27年度に90%）</li> <li>平成25年11月25日（建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、「多数の者が利用する大規模な特定建築物」、「大規模な危険物の貯蔵庫・処理場」及び「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」の耐震診断の義務付けが開始）</li> <li>平成27年12月末（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「多数の者が利用する大規模な特定建築物」及び「大規模な危険物の貯蔵庫・処理場」の耐震診断結果の報告期限）</li> <li>平成28年度（第2期横浜市耐震改修促進計画策定。特定建築物の耐震化率目標：平成32年度に95%）</li> <li>平成28年12月末（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」の耐震診断結果の報告期限）</li> <li>平成29年3月（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「多数の者が利用する大規模な特定建築物」及び「大規模な危険物の貯蔵庫・処理場」の耐震診断結果の公表）</li> <li>平成31年2月（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」の耐震診断結果の公表）</li> <li>令和4年度（第3期横浜市耐震改修促進計画策定。目標：令和7年度に通行障害解消率92%）</li> <li>令和8年度（第4期横浜市耐震改修促進計画策定予定。）</li> </ul>							
事業開始年度	平成18年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	特定建築物耐震事業		65,759	241,129	▲175,370
	細事業合計		65,759	241,129	▲175,370	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 稲葉 真絵	係長 松田 豊
------------------------------------	-------------	------------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	建築指導課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	22
歳出予算科目	一般会計	11 款	1 項	1 目	政策番号	27 施策番号 4
事業名称	既存建築物安全推進事業			2月補正予算		

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	170,059	44,675	0	12,050	38,000	75,334
補正前	170,059	44,675	0	12,050	0	113,334
増▲減	0	0	0	0	38,000	▲38,000

事業概要 (アクティビティ)	<p>(1)建築基準法に基づく定期報告 建築基準法第12条に基づく定期報告について、制度周知・報告率向上に向けた取組や、要是正物件に対する適切な改善指導を実施することで、不特定多数の人が利用する既存の建築物、昇降機等について、適切な維持管理を促し、安全性の確保を図ります。</p> <p>(2)管理不足な空家等に対する指導等 関係区局の連携のもと、所有者調査や経過観察を行い、所有者等への指導を効率的かつ的確に実施するとともに、所有者への支援を専門家と連携しながら実施し、所有者等による自主改善を促進させます。所有者が不明または不存在などで改善が見込まれない空家等については、横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例に基づき、応急的に危険を回避する措置を実施するなど、行政による解消を図ります。</p> <p>(3)民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進 通学路沿いのブロック塀等について現場調査を行い、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀等の所有者に対して補助制度の案内や改善に向けた働きかけ等を行います。</p>								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
特定空家等の認定件数	単位	目標	350	410	470	530	590	650	710
	件	実績	356	404					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
特定空家等の改善件数	単位	目標	105	120	135	150	165	180	195
	件	実績	140	195					
事業目的	<p>(1)定期報告制度により、不特定多数が利用する建築物（設備含む）や昇降機の定期検査が義務付けられており、制度を適切に運用することで、所有者による適切な維持管理を促進し、安心安全なまちづくりの推進に寄与します。</p> <p>(2)空家法や空家条例、空家等対策計画に基づき、管理不足な空家等の所有者等に対する指導や支援により自主改善を促進するとともに、所有者がいない場合などにおいて、行政による危険の解消を進めます。</p> <p>(3)地震時に倒壊の危険性のある通学路沿いのブロック塀等の所有者に対して改善に向けた働きかけ等を行い、通学児童や歩行者等の安全確保を進めます。</p>								
背景・課題	<p>本市の建物棟数は増加傾向にあり、既存建築物の適切な維持管理や安全の確保が重要となっているため、既存建築物等について、適切な維持管理を促す取組により、重大事故の未然防止を図ります。特に、空家等については、地域から寄せられる相談が年々増加しており、一旦管理不足に陥ると、老朽化の進捗が早いことや、所有者不明・不存在で指導対象がいないこともあるため、積極的かつ早急な対応が求められています。</p>								
根拠法令・方針決裁等	<p>(1)建築基準法第12条第1項、第3項 (2)空家等対策の推進に関する特別措置法第12条から14条、第22条、建築基準法第8条、横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例 (3)建築基準法第8条、建築基準法施行令第61条、第62条の8</p>								
根拠・データ等	<p>○定期報告件数：令和元年度：37,487件、令和2年度：37,529件、令和3年度：38,024件、令和4年度：39,308件、令和5年度：39,714件</p> <p>○本市の「空き家」総数：168,600戸 うち賃貸等を除いた戸建ての「その他の住宅」19,000戸 うち管理不足状態である「腐朽・破損あり」（管理不足空家等）5,500戸 65歳以上の単身世帯が住む持ち家数は増加傾向となっており、今後も空き家の増加が予想されます。 (R5年住宅・土地統計調査) 管理不足な空家等に関する相談件数：H29：486件、H30：641件、R元：751件、R2：602件、R3：676件、R4：662件、R5：764件 特定空家等認定件数（累計）：H27:0件、H28：1件、H29：2件、H30：11件、R元：183件、R2：230件、R3:287件、R4：356件、R5：404件</p> <p>○平成30年の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、国土交通省の「建築物の既設の安全点検について（平成30年6月21日国住指第1130号）」の通知に基づき、建築物の既設の塀の安全点検の実施と危険性がある塀の所有者に対して付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨の注意喚起を行っています。</p>								
事業スケジュール	<p>(1)建築基準法に基づく定期報告 (通年) 定期報告の受付、審査及び改善指導等 令和7年度 システム構築、試行、運用（オンライン受付開始）</p> <p>(2)管理不足な空家等に対する指導等 (通年) 管理不足な空家等の所有者・現場調査、特定空家等・管理不全空家等の改善指導、空家条例に基づく措置等</p> <p>(3)民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進 (通年) 改善の必要性があるブロック塀等の現状調査及び所有者に対する働きかけ等</p>								
事業開始年度	(1) 昭和48年度 (2) 昭和25年度、平成27年度 (3) 平成30年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	建築基準法に基づく定期報告	■■■	■■■	■■■
2	管理不足な空家等に対する指導等	■■■	■■■	■■■	
3	民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進	■■■	■■■	■■■	

細事業(事業内訳)	4	事業に係る事務費	■■■	■■■	■■■	
	5	定期報告オンライン化に伴うシステム構築	■■■	■■■	■■■	
	細事業合計		170,059	170,059	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	川原 宏美	係長	内山 光二	

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	保全推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	11	款	1	項	3	目	政策番号	38	施策番号	2
事業名称	公共建築物長寿命化対策事業						2月補正予算				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	3,554,339	0	0	0	2,425,000	1,129,339
補正前	3,554,339	0	0	0	2,976,000	578,339
増▲減	0	0	0	0	▲551,000	551,000

**事業概要 (アクティビティ)**  
市区庁舎や地区センターなど約860の市民利用施設の、計画的な予防保全実施。限られた予算で効果的な保全を行うため、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、施設利用者の安全、防災・衛生上の必要性等による優先度から保全対策を実施します。また、突発修繕等についての対応を行います。

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
長寿命化対策工事施設数	単位	目標	130	130	130	130	130	130	130
	棟	実績	187	144					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
長寿命化事業の突発修繕施設数	単位	目標	30以下						
	施設/年	実績	18	12					

**事業目的**  
(1) 長寿命化対策工事費  
「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について、劣化調査等により建築物及び建築設備の劣化状況を詳細に把握し、優先順位を付けた計画的な予防保全が実施できます。7年度も劣化調査等を実施し、①法令遵守 ②市民の安全 ③施設の寿命 ④運営に影響大の「部位の種類」と劣化度に応じた、優先順位をつけた保全対策を実施していきます。  
なお、7年度に対応が必要な上記①②の工事に対応していくほか、②については「外壁改修等」の優先対応に配慮し、③④については「施設の主要部又は全館利用停止に繋がる不具合」「福祉系施設など利用者への特段の配慮が必要な不具合」などへの対応を最優先させることとし、限られた予算の範囲内で効率的・効果的な事業を執行します。  
(2) 公共建築物データ類維持管理費  
各施設の諸元や劣化状況等は、公共建築物保全データベースにより庁内共有し、保全に役立ててきました。この保全データベースと財政局にて構築した「公共建築物マネジメント台帳」を一部統合し、平成31年4月から「公共建築物台帳」として運用開始しました。令和7年度も継続的に使用していくため、データベース運用保守業務委託を行います。  
(3) 劣化調査点検委託費  
本事業では、予算を有効に活用するため、状態監視保全による工事の優先順位付けを行い、実施しています。そのため、建物や設備機器の各部位について、劣化・損傷状況等の不具合や劣化度の診断調査が不可欠であり、原則として6年毎に実施しています。7年度も6年度と同数等の施設について、劣化調査を実施します。

**背景・課題**  
(1) 長寿命化対策工事費  
市民の安全確保、建物資産の維持管理のため、タイミングを逃さず必要数の修繕工事ができるよう、物価や人件費の上昇による工事費増加に対応できるよう継続的な予算措置が必要である。  
(2) 公共建築物データ類維持管理費  
施設の点検情報や各種工事図面をデータ管理するシステムであり、長寿命化対策等に欠かせないものである。継続して運用していく必要があるため、継続的な予算措置が必要である。  
(3) 劣化調査点検委託費  
人件費の上昇等による委託費増加に対応できる継続的な予算措置が必要である。

**根拠法令・方針決裁等**  
(1) 横浜市ファシリティマネジメント推進統括責任者の設置等に関する要綱 (R5.4制定財政局)  
(2) 横浜市公共施設等総合管理計画 (R4.12策定財政局)  
(3) 一般公共建築物 保全・更新計画 (H30.3策定財政局)

**根拠・データ等**  
長寿命化対策工事候補リスト

**事業スケジュール**  
事業対象となる施設数に応じ、また、築年数が経つにつれて必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。

事業開始年度	平成17年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	長寿命化対策工事		3,490,339	3,490,339	0
2	劣化調査点検委託		64,000	64,000	0	
細事業合計			3,554,339	3,554,339	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。

課長	菅野 和広	係長	藤田 幸三
----	-------	----	-------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	市営住宅課			新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2			
歳出予算科目	一般会計	11	款	2	項	1	目	政策番号	27	施策番号	2
事業名称	市営住宅指定管理者経費					2月補正予算					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	1,656,938	0	0	13,064	0	1,643,874
補正前	1,626,160	0	0	13,064	0	1,613,096
増▲減	30,778	0	0	0	0	30,778

事業概要 (アクティビティ)	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
管理戸数	単位	目標	31,272	31,174	30,954	31,172	31,172	31,172	31,172
	戸	実績	31,272	31,174					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
取納率	単位	目標	99.21	99.21	99.21	99.18	99.18	99.18	99.18
	パーセント	実績	99.21	99.18					
事業目的	市営住宅は、公営住宅法に基づき建設された公営住宅と住宅地区改良法に基づき建設された改良住宅があり、共に住宅のセーフティネットとして住宅確保が難しい方のための公的住宅です。入居者の安心安全な生活の確保のため、公平公正で安定的・継続的、迅速なサービス提供を目的としている。								
背景・課題	住宅等の建物・設備の維持管理及び住宅や駐車場への入退去受付等各種手続き業務、住宅使用料の納付指導など市営住宅等管理運営について、指定管理者を導入することで、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減、管理業務の効率化等を図る。								
根拠法令・方針決裁等	公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則、住宅地区改良法、住宅地区改良法施行令、横浜市改良住宅条例、横浜市改良住宅条例施行規則								
根拠・データ等	指定管理者制度による市営住宅等管理 <指定期間> R6年4月1日からR11年3月31日まで <管理区域別管理戸数> 総数 31,172戸 鶴見区・神奈川区：2,201戸、西区・中区・南区・保土ヶ谷区：3,850戸、 港南区・戸塚区：4,667戸、旭区：4,239戸、磯子区・金沢区・栄区：4,407戸、 港北区・青葉区・都筑区：2,585戸、緑区：4,393戸、泉区・瀬谷区：4,830戸								
事業スケジュール	令和7年4月から令和8年3月まで(随時実施) 入居者の入退去等管理、相談、各種届出の受付 住宅使用料等の納付書の送付、納付指導 住宅の施設・設備管理、維持・保全のための修繕 ほか								
事業開始年度	平成18年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	市営住宅の市営管理業務		1,656,938	1,626,160	30,778
	細事業合計		1,656,938	1,626,160	30,778	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長
	佐藤 潤	廣沢 大輔

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	市営住宅課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	11	款	2	項	1	目	政策番号	38	施策番号	2
事業名称	市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費						2月補正予算				

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	2,802,572	556,932	0	0	579,000	1,666,640
補正前	2,294,221	345,121	0	0	361,000	1,588,100
増▲減	508,351	211,811	0	0	218,000	78,540

事業概要 (アクティビティ)	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
募集戸数	単位	目標	1,253	1,602	1,404	1,300	1,300	1,300	1,300
	戸	実績	1,253	1,602					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
応募件数	単位	目標	9,415	10,882	9,550	8,840	8,840	8,840	8,840
	件	実績	9,415	9,638					
事業目的	公営住宅法等に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。								
背景・課題	市営住宅（公営住宅及び改良住宅）の中長期的な保全計画に基づき修繕を実施する。また、入居者募集の実施、収納管理業務等を行い、管理の適正化を図る。市営住宅において、子育て世帯専用区分住宅を提供し、多世代居住の促進を図るとともに子育て支援を推進する。								
根拠法令・方針決裁等	公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則、住宅地区改良法、住宅地区改良法施行令、横浜市改良住宅条例、横浜市改良住宅条例施行規則								
根拠・データ等	空家に対する入居者の募集 <募集業務実績> 元年度：1,355戸、2年度：1,321戸、3年度：1,284戸、4年度：1,253戸、5年度実績：1,602戸、6年度見込み：1,404戸 <応募件数実績> 元年度：12,405件、2年度：11,155件、3年度：10,398件、4年度：9,415件、5年度実績：9,638件、6年度見込み：9,550件								
事業スケジュール	令和7年4月：委託契約締結 令和7年4月～8月、10月～令和8年2月（年2回）：入居者募集（公表、受付、抽選会、審査等） 令和7年4月～令和8年3月（随時）：空家修繕、計画修繕（共用灯LED化改修、衛生設備改修等）								
事業開始年度	平成18年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1	市営住宅入退去業務	249,645	249,645	0
2	市営住宅計画修繕業務	1,336,643	828,292	508,351	市営住宅の共用灯のLED化改修経費の増
3	市営住宅空家修繕業務	1,216,284	1,216,284	0	
細事業合計		2,802,572	2,294,221	508,351	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長
	佐藤 潤	廣沢 大輔